東京医科歯科大学病院災害テロ対策室規則

（平成３０年１０月２６日
規　則　第　１０４　号）

（趣旨）
第１条　東京医科歯科大学病院災害テロ対策室（以下「災害テロ対策室」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）
第２条　災害テロ対策室は、病院長の管理の下に、地震等の自然災害及びテロ等の人為災害への対策を講じることを目的とする。

（業務）
第３条　災害テロ対策室は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 災害における文書（事業継続計画（ＢＣＰ）及びマニュアル等）に関すること。
(2) 災害対策における教育に関すること。
(3) 災害時の対応（本部運営や医療チーム派遣等）に関すること。
(4) 災害に関係する大学内外の組織、部門との連携及び対策の遂行に関すること。
(5) その他災害対策強化に関すること。

（職員及び職務）
第４条　災害テロ対策室に、次の職員を置くことができる。
(1) 室長
(2) 教員
(3) 医療技術職員
(4) その他必要な職員
２　室長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
３　室長は、病院長の命を受け、災害テロ対策室の管理運営に当たる。
４　教員は、室長の命を受け、業務を分掌する。
５　医療技術職員は、室長の命を受け、業務を分掌する。
６　その他必要な職員は、室長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）
第５条　室長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　室長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、室長の任期の末日は、当該室長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、室長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の承認を得て解任することができる。
４　室長が任期途中で欠けた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である室長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任の室長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項第１号の職員について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）
第６条　委員会に、災害テロ対策室の具体的事案を遂行するため、災害テロ対策室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　委員会は、次の事項を審議する。
⑴ 災害テロ対策室の運営に関する基本事項
⑵ 災害テロ対策室に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
⑶ 災害対策に関する事項
⑷ その他必要な事項

（委員）
第７条　委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
⑴ 災害テロ対策室長
⑵ 災害テロ対策室員
⑶ 大学院医歯学総合研究科の臨床系又は本院に所属する教員
⑷ 看護師
⑸ 基盤診療部門等に所属する職員
⑹ 事務職員
⑺ その他病院長が必要と認めた者
２　前項第２号から第７号の委員は、病院長が委嘱する。
３　前項の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　望ましい委員構成については、災害テロ対策室内規に記す。

（委員長）
第７条　委員会には委員長を置き、災害テロ対策室長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（議事）
第８条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第９条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

（事務）
第１０条　委員会に関する事務は、病院事務部総務課が行う。

（雑則）
第１１条　この規則に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第１２条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。